

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府港警察署外 2 件昇降機設備補修工事

本契約は大阪府港警察署、淀川警察署、南警察署に設置されている昇降機の補修工事を行うものである。

当該工事は、対象昇降機を熟知している製造業者でなければ、迅速かつ適切な修繕が出来ない。また、他社では適合する部品の確保が困難であり、かつ責任区分も不明確となるため、その後の保守管理においても不利と認められる。

これらのことから、当該設備の製造及び販売者である日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社から見積書を徴したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項 1 号により、比較見積を省略するものである。